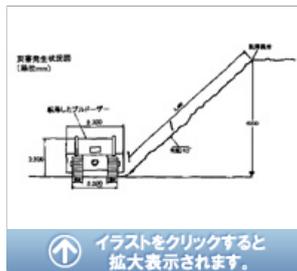


整地作業中ブルドーザーと ともに路肩から転落



発生状況

本災害が発生した工事は、河川改良工事における護岸工事及び河床整備工事であった。

甲社が、元請乙社から請負った工事は、工事現場で土取りを行い、その土砂を現場から約10km離れた土捨て場へ運搬し、土捨てを行う工事であった。

その作業内容としては、工事現場においてパワー・ショベルを使用して土砂を掘削し、ダンプトラックで掘削した土砂を土捨て場まで運搬し、捨てた土砂をブル・ドーザーにより整地するものであった。

災害発生当日、被災者は同僚6名とともに、ダンプトラックを運転して、工事現場から土捨て場まで土砂を運搬する作業を行っていた。被災者らは最初、運搬した土砂をそのまま土捨て場へ捨てていたが、作業が進むにつれて、土砂が山となり、土砂の高さが5～6mになったため、被災者はブルドーザーを運転して山をならす作業を行った。

ダンプトラックによる運搬と、ブル・ドーザーによる整地作業が進むにつれて、整地によりできた盛土は土捨て場の南側へのび、盛土の高さは約6mとなった。

運搬してきた土砂により出来た盛土は、川から掘削したもので水を含んでおり、また、作業中に雨が降り出したため、かなり軟弱になっていた。

夕方になって、被災者の運転するブル・ドーザーが、盛土を整地するため盛土の南端に進行したところ、盛土の端の土砂が崩れ、被災者はブル・ドーザーもろとも高さ約6mの斜面を転落し、反転したブル・ドーザーの下敷きとなり死亡したものである。

原因

1. ブル・ドーザーによる整地作業中、盛土の路肩が崩壊したこと。
2. 運搬してきた土砂が水分を多く含んでいたため、路肩部分が崩壊し、ブル・ドーザーが転落する危険があったにもかかわらず誘導者を配置していなかったこと。
3. 夜間作業にもかかわらず照明設備がなかったためブル・ドーザーが路肩に近寄りすぎたこと。

対策

1. 路肩、傾斜地等で車両系建設機械を用いて作業を行う場合において、当該車両系建設機械の転倒又は転落により作業者に危険が生ずるおそれのあるときは、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させること。
2. 車両系建設機械を用いて作業を行うときは、あらかじめ、適切な作業計画を定め、その作業計画により作業を行うこと。

3. 夜間作業を行うときは、適切な照明設備を設けること。

業種		河川土木工事業
事業場規模		－
機械設備・有害物質の種類(起因物)		整地・運搬・積込み用機械
災害の種類(事故の型)		墜落、転落
建設業のみ	工事の種類	河川土木工事
	災害の種類	ブルドーザー等
被害者数		死亡者数：1人 休業者数：－ 不休者数：－ 行方不明者数：－
発生要因(物)		
発生要因(人)		
発生要因(管理)		

NO.934